

2 食生第 387 号  
令和 2 年(2020 年)12 月 22 日

関係団体の長様

長野県健康福祉部長  
(公印省略)

### 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（通知）

このことについて、令和 2 年 12 月 9 日付け生食発 1209 第 1 号により、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。

なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

#### 記

#### 1 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が設定された。

成 分 名	用 途	備 考
イマザピル	除草剤	農薬
オキソリニック酸	殺菌剤／合成抗菌剤	農薬及び動物用医薬品
トルピラレート	除草剤	農薬及び動物用医薬品

#### 2 適用期日

告示の日から適用される。ただし、別添通知中に記載の残留基準値のうち、基準値を引き下げる品目及び農産物で試験に供する検体が改正されたものについては、告示の日から起算して 1 年を経過した日から適用される。

#### 3 運用上の注意

別添通知の別紙において、残留基準値の欄が空欄になっている食品及び表中にはない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

ただし、オキソリニック酸は、規格基準告示第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 1 に規定する化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、表中にはない食品では、当該物質を含有するものであってはならない。

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係  
(課長) 吉田 徹也 (担当) 小池 允雅  
電 話 026-235-7155 (直通)  
F A X 026-232-7288  
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp



生食発1209第1  
令和2年12月9日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)

### 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和2年厚生労働省告示第387号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

#### 記

##### 第1 改正の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬イマザピル、農薬及び動物用医薬品オキソリニック酸並びに農薬トルピラレートについて、食品中の残留基準値を改正又は設定したこと（別紙参照）。

##### 第2 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

## 別紙

## 農薬イマザピル（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.05	0.05
大麦	○ 0.7	
とうもろこし	0.05	0.05
大豆	5	5
小豆類	0.3	0.3
ひまわりの種子	0.08	0.08
なたね	0.05	0.05
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.2	0.05
豚の肝臓	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.05
牛の腎臓	0.2	0.2
豚の腎臓	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.05
牛の食用部分	○ 0.2	0.05
豚の食用部分	○ 0.2	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.05
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

農薬及び動物用医薬品オキソリニック酸（続き）

食品名	残留基準値 <sup>*</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.03	0.03
鶏の脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.04	0.04
鶏の腎臓	0.04	0.04
鶏の食用部分	○ 0.1	0.06
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.06	0.06
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.05	0.05
魚介類（甲殻類に限る。）	0.03	0.03

農薬トルピラレート（除草剤）

食品名	残留基準値 <sup>*</sup> (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○ 0.05	

脚注

※○：令和2年12月9日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和3年12月9日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にはない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、オキソリニック酸は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、表中にはない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

- ・「**その他の陸棲哺乳類に属する動物**」とは、**陸棲哺乳類に属する動物**のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「**食用部分**」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「**その他の家きん**」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「**その他の魚類**」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「**その他の魚介類**」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。